

議第 2 4 号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成 1 0 年呉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(収納業務等職員手当)</p> <p>第 3 条 収納業務等職員手当は、<u>収納課</u>、<u>子育て施設課</u>、<u>保険年金課</u>、<u>介護保険課</u>又は<u>住宅政策課</u>に勤務する職員が外勤して市税、保育料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料又は市営住宅家賃の徴収業務、収納業務又は滞納処分業務に従事したときに支給する。</p>	<p>(収納業務等職員手当)</p> <p>第 3 条 収納業務等職員手当は、職員が外勤して市税、保育料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料又は市営住宅家賃の徴収業務、収納業務又は滞納処分業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2 略</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第 5 条 社会福祉業務手当は、<u>生活支援課</u>に勤務する職員のうち、<u>福祉保健部長が指定する職員</u>に対して支給する。</p>	<p>2 略</p> <p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第 5 条 社会福祉業務手当は、<u>生活保護に関する業務のうち社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 5 条第 4 項に規定する事務又は当該事務の指導監督の業務に従事した職員</u>に対して支給する。</p>
<p>2 略</p> <p>(清掃業務等職員手当)</p> <p>第 1 2 条 清掃業務等職員手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) <u>環境施設課に勤務する職員</u>で、<u>廃棄物処理作業に従事した職員</u></p> <p>(2) <u>環境施設課に勤務する職員</u>で、<u>構内清掃作業又は廃棄物焼却機器の分解点検作業に従事した職員</u></p> <p>(3) <u>環境業務課に勤務する職員</u>で、<u>一般廃棄物の収集及び運搬作業（これらに準じる作業で規則で定める作業を含む）</u></p>	<p>2 略</p> <p>(清掃業務等職員手当)</p> <p>第 1 2 条 清掃業務等職員手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 職員が市の設置する<u>廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）</u>において<u>廃棄物処理作業、構内清掃作業、廃棄物焼却機器の分解・点検等に関する業務に従事したとき</u>。</p> <p>(2) 職員が一般廃棄物の収集及び運搬作業（これらに準じる作業で規則で定める作業を含む。）<u>に従事したとき</u>。</p>

<p>む。)に従事した職員</p> <p>2 略</p> <p>(下水処理等業務手当)</p> <p>第15条 下水処理等業務手当は、<u>環境管理課又は環境施設課に勤務する職員が、し尿浄化槽に関する業務及びし尿・汚水処理機器の分解、点検等の業務に従事したときに支給する。</u></p>	<p>2 略</p> <p>(下水処理等業務手当)</p> <p>第15条 下水処理等業務手当は、<u>次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>職員がし尿浄化槽に関する実地検査等の業務に従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>職員が市の設置する廃棄物処理施設(し尿処理施設に限る。)又はし尿浄化槽の運転、維持管理、機器の分解・点検等に関する業務に従事したとき。</u></p>
<p>2 前項に規定する手当の額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>環境施設課に勤務する職員が、前項に規定する業務に従事した日1日につき860円</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員以外の職員が、前項に規定する業務に従事した日1日につき700円</u></p> <p>(夜間特殊業務手当)</p>	<p>2 前項に規定する手当の額は、<u>同項各号に規定する業務に従事した日1日につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に規定する業務 860円</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に規定する業務 700円</u></p> <p>(夜間特殊業務手当)</p>
<p>第17条 夜間特殊業務手当は、<u>総務課に勤務する職員が、正規の勤務時間(呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号)第8条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第17条 夜間特殊業務手当は、<u>職員が正規の勤務時間(呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号)第8条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において受付、文書の收受、建物の守衛等の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

特殊勤務手当の支給要件から，組織を限定する規定を削除する等の規定の整備をするため，この条例案を提出する。